

## メキシコの先住民問題 2 . — チマラパス村の場合

山 崎 眞 次

### 序

メキシコ政府は憲法第2条で先住民の権利を保障し、オアハカ州憲法も人道的先住民保護法を制定しながら、実体は法律とは著しく異なる。本稿ではオアハカ州のチマラパス村の現状を探ることによって、メキシコの先住民が直面する様々な問題を炙り出していく。

オアハカ州における土地所有形態の特徴は私有地が極端に少なく共有地が突出していることである。全農地9,536,400ヘクタールのうち、75.73%に相当する7,174,154ヘクタールが村落共有地、エヒード、開発村という団体の所有地となっている。それらの団体所有地のうち76.2%を711の村落共同体が保有し、777のエヒードの所有地をはるかに上回る。チマラパス村はおよそ60万ヘクタールの共有地を持ち、オアハカ州の自治体では最大である。この広大な土地が昔から外部の侵入を受ける原因となってきた。一方、生活環境に目を転じてみると、周辺率はサンタマリアが0.48、サンミゲルが0.51に対して、州の他自治体の平均は0.59であり、チマラパスの二つの村の周辺性の高さが浮き彫りになる。<sup>1)</sup>識字率をみても、オアハカ州の平均が78.3%であるのに対して、地域の中心都市であるフチタンに近いサンミゲルで68.2%、奥地のサンタマリアは60.6%に過ぎない。このように広大な土地を所有している割には、生活環境の劣悪さが顕著である。本稿は、チマラパスのソケ族が連邦政府、州政府、民間企業、域外農民との土地争いに現在までどのように対処し、共同体を維持してきたかを中心に考察するものである。

## I. チマラパス村の歴史

チマラパス行政区はメキシコのオアハカ州東北部に位置し、サンタマリアとサンミゲルが二つの主邑である。チマラパスは594,000ヘクタールという広大な領域をテワンテペック地峡地域に有し、低地のサバンナから中高地には松・樅・杉・マホガニーの熱帯雲霧林が広がる。その森林1ヘクタール当りに存在する植物種は900、動物種は200という生物の宝庫であり、そのため、最近ではエコ・ツーリズムの観点からばかりではなく、バイオ・ビジネスの世界からも注目を浴びている。

そこに点在する36集落には1998年時点で、14,633人が住み、その住民の大半はソケ族である。ソケ族は紀元前からメキシコ南部、特に、現在のオアハカ州、ベラクルス州、タバスコ州、チアパス州一帯に住んでいた。メキシコで最古と見なされているオルメカ文明を生み出したオルメカ族と人種・文化的につながりがあったと言われている。<sup>2)</sup> 語族的には現在オアハカ州に居住するミヘ族と親族関係にあるソケ・ミヘ語族である。この両語族は古代においては太平洋岸のオアハカからカリブ海のベラクルス東岸・タバスコ西岸へ抜けるテワンテペック地峡一帯に広く生活圏を構築していた。しかし、1300年ごろ、サポテカ族がオアハカ盆地からテワンテペック地峡へ東進し、ソケ族を徐々に圧迫し始める。その結果、ソケ族はオアハカ、タバスコ、チアパスの3地域に分断されてしまった。1447年、サポテカ族と同盟したアステカ族がチアパスに居住していたソケ族を征服し、朝貢させるようになった。しかし、太平洋沿岸幹線道から離れた山岳密林地帯をその生活基盤にしていたチマラパスのソケ族には征服者の手は伸びることなく、平穏な暮らしを続けた。1521年、アステカ帝国が滅ぼされ、スペインによる植民地時代が始まると、チマラパスのソケ族はアンテケラ領に統合され、1674年、スペイン人宣教師、ブルゴアがカトリック布教のために太平洋沿岸部のサナテペックからサンタマリアまで足を踏み入れている。1687年、メルチョル・ポルトカレロ副王時代、村の司祭ドミンゴ・ピントードはチマラパスの全村民の同意のもとにソケの先住地を2万5千ペソで

王室から購入した。この売買については王室書記のホアン・ヒメネスがそれを同年3月24日付の公式文書で証明している。<sup>3)</sup>チマラパスの村民が、スペイン人が到来する以前の太古から住み続けてきた自分たちの土地をわざわざ購入したのは、当時すでにメスティーソの進出が懸念され、彼らから土地をまもるために副王庁のお墨付きが必要であったからである。史書「テキオ・ポル・チマラパス」によれば、ソケ語でチマラパス（金のひょうたん）という地名は、土地購入の際、ピンタードがひょうたんの容器一杯の砂金を差し出したことに由来する。<sup>4)</sup>ところが、1737年、天然痘が流行し、村の人口は160家族に激減したために、15キロ西にある現在のサンタマリアに移動した。スペインからの独立後、1850年、ホアキン・エレラ大統領は、チマラパスに対して副王時代の土地所有権を承認した。19世紀後半になると、地峡縦断鉄道が計画され、その線路作業に多くのチマラパス村民が従事した。20世紀の革命動乱期には顔に塗った顔料を疥癬と誤解され、徴兵を免れた。1910年頃、チマラパスの北、ウシュパナパにメキシカン・ランド・アンド・コーヒーやランドルフ・ハースト経営のハースト不動産などの外国企業の荘園が建設された。また、同時期に革命の動乱を逃れ、外部から土地と仕事をもとめてラディーノ（商才に長けた白人やメスティーソ）やサポテカ族が移住してきた。彼ら部外者はその商才を生かして、徐々に村の経済を牛耳るようになり、それは同時に政治的影響力の拡大を意味した。

第2時世界大戦後は、領域の四方から部外者の侵入の脅威が高まり、土地問題が頻発するようになる。1950年代には上質の木材加工用の製材所が建設され、そこに雇用されたミチョアカンやチアパスの先住民やメスティーソが進出し、不法伐採を始めた。1970年代にはベラクルス州のセロ・デ・オロダム建設によって故郷を追われたチナンテコ族とともにミステコ族、チャティノ族がチマラパスの北に移住してきた。彼らは1980年代に入るとチマラパスの村境を越え、侵入してくるようになった。また、チアパス側からはツェルタル族、ツォツィル族が全国農民連合（CNC）の計画した植民事業に乗せられて、村の東

側から非合法に侵入してきた。

このようにチマラパスの豊かな森と広い土地に引かれた部外者が20世紀初頭から波状的に押し寄せ、先住者のソケ族との土地問題が頻発するようになった。しかしそれは単なる土地の所有や境界設定という物理的問題ではなく、本来ソケ族が中心であった単一エスニック社会が次第に多様なエスニック社会へと変貌していき、その混交性が村の伝統的一体性を阻害する要因として働くようになることでもあった。

そのような縫れた土地問題解決のために、1967年3月10日、ディアス・オルダス大統領令によってそれまで境界が曖昧であったチアパス州との境界が設定され、村は行政的にサンタマリアとサンミゲルの二つに分割された。サンタマリアに460,000ヘクタール、サンミゲルに134,000ヘクタールの計594,000ヘクタールの共有地が承認されたが、副王領期の領域に比べ300,000ヘクタールを失った。1930年、13村に3840人が居住していたが、1995年には44村（その内8村が消滅）、13,072人に増加し、その間の年間人口増加率は2.17%とそれほど高くはない。5歳以上の人口、11,081のうち3,342人（30.2%）はソケ語を話す。<sup>5)</sup>

チマラパスの村人たちは自分たちのことをチマと自称しているので、本稿でもこの呼称を用いる。チマたちの経済基盤は農業、林業、牧畜である。チマの農業生産はトウモロコシと豆の自給自足性という非多様性に特徴づけられる。少ない商業作物スペクトルしかないので、粗放牧畜、林業、民芸品のような補助的な活動によって補わなくてはならない。村民の大半はトウモロコシ（72.5%）と豆（14.4%）の二毛作を行っているが、近年、輪作による畑の回復が遅く収穫が減少し、村の31.9%の家庭がトウモロコシを購入しなくてはならない。5人家族は1年に740キロのトウモロコシが必要（1日2キロ）で、1家族当たり、年に8941.90ペソをトウモロコシ購入に充てている。主食のトウモロコシ不足を補うために村民は木材と民芸品販売に依存している。チマラパスの林業形態は2つに大別される。マホガニー、杉のような熱帯の高価な木材を伐採し、製材所に販売する場合と、松、檜のような廉価な木材を伐採し販売し

たり、あるいは自宅の建築資材への使用や薪にする場合である。その他、リュウゼツラン、ヤシ、バナナ、パパイヤのような植物から樹液や果実を採集するケースもある。チマラパスの森に育つマホガニーはつとに有名で、この木材目当てに部外者の不法伐採が後を絶たない。不法な伐採は部外者ばかりではなく、チマのなかにも村の掟に背き、悪に手を染める者もいた。商品作物としてはその他、コーヒーとゴムが小規模ながら生産されている。現金収入の割合は牧畜43.3%、オレンジ収穫22.5%、トウモロコシ14.4%、ゴム14.2%となり、民芸品も家計を助ける貴重な現金収入で、婦女子が家内労働で竹・籐籠、ござ、織物、編み物を作っている。

村の周辺部では中央部に比べて所得が低いので、日雇い労働者として中央部の農民が所有する土地を耕作するケースが多い。近年、低所得者の域外移住が増えており、1970年から1995年にかけて、短期の移住者は226人から580人へ増加し、年率にすると3.4%増となっている。主な国内の移住先はオアハカ市、メキシコ市、コアツァコアルコス市であるが、国境を越えてアメリカ合衆国に向かう村民もいる。このような村内での日雇い労働や域外への移住の起因となっているのが、土地不足である。

## II. メキシコの土地所有形態

メキシコの土地所有制度は共有地、エヒード、私有地の3つに大別される。ヨーロッパ人到来以前の土地所有制度は、アステカ皇帝や貴族の私有地を除けば村落共同体の共有地がほとんどであった。スペイン征服後の植民地時代にもスペイン人入植者によって侵食されたとはいえ、この制度はかなり保持され、先住民インディオはそれぞれの村で共同体生活を享受していた。独立以降は欧米の自由主義的思想の影響を受けて、土地の私有化が推進された。特に19世紀半ばに登場した改革派と呼ばれるベニト・フアレスに象徴される思想家・政治家たちは、教会と先住民に帰属する団体の土地を自由市場へ解放することを企図し、このため多くの先住民の土地が庇護を失い、共同体自身も疲弊、解体し

ていった。国家に接収された土地は競売にかけられ、内外の大土地所有者や富裕層の手に落ちていった。この先住民からの土地収奪現象は19世紀後半に出現した独裁者ポルフィリオ・ディアス政権下、さらに強まり、全国各地にラティフンディオと呼ばれる大荘園が形成されていった。ディアス独裁政権下、貧富の差は拡大し、土地を奪われた農民、劣悪な条件下の労働者、自由平等の思想を信奉する知識階級はディアスに対して反旗を翻した。メキシコ革命の勃発である。ディアス亡命後、成立した新政権は1917年憲法によって、社会正義と法の前での平等を掲げ、独裁政権下、搾取された人々の権利回復を謳った。その第27条は土地・資源を本源的に国家に帰属すると謳い、ディアスの行き過ぎた私有財産制を是正した。この第27条の条文化の目的のひとつは、征服以降不利益を被ってきた先住民に土地の権利を回復させることであった。この条項によって、先住民共同体は旧来の伝統的共有地を取り戻すことができたのである。

そして、一般の土地無し農民に土地所有を可能にした制度が、革命以後普及したエヒードである。個人は国家に対して農地取得を申請することはできず、最小、20名の農民が集まり「エヒード」を組織すれば、農地分配を受けることができた。つまり、エヒードは農民が土地を取得するために自発的に集合した組織といえる。エヒードの土地を分配された農民のことを「エヒード農民」というが、彼らに割り振られた農地区画の所有権はあくまで国家に帰属し、エヒード農民は土地の用益権は付与されているものの、その売却、譲渡、賃貸、担保化は禁止された。政府によって大土地所有が接収されエヒード化されたことにより、自営農民として独立する農民が増え、貧困に喘いでいた農民の生活を改善・向上された。しかし、大土地所有のエヒード化を推進したカルデナス政権以降は、政権が保守化し、「集団エヒード」を分断してエヒード農民を小農民化する資本主義的政策が積極的に採用され、エヒードを離脱した農民には分割地の登録が行われた。さらに一部の地域ではエヒードの分割地の賃貸借が行われ、エヒードの土地が実質的に大農場経営者の手中に落ちるとい建前と

現実のギャップが生じていた。<sup>6)</sup>

メキシコの先住民インディオが共有地を有している理由は以上のような歴史的背景によって説明される。しかし、近年、特に1988年のサリーナス政権以降は、米国のネオ・リベラルな経済主義に影響を受け、自由競争を推奨する新しい現象が起きている。この新自由主義的経済政策は、1994年に、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコの3国間で締結された北米自由貿易協定（NAFTA）に反映されている。土地を自由に取り、売買するためには、憲法第27条を改正する必要があった。1992年、第27条は改正され、共有地やエヒードの土地の譲渡、売買、担保化が可能となった。ネオリベラル派にとって、共有地の土地は休眠状態にあり、生産性が低く、現代の人、物、金が自由に国境を越えるグローバル化の時代にはそぐわない旧態依然とした非効率な土地所有形態にしか映らなかった。土地、人、物、金を自由に動かし経済の活性化を図ることこそが国を発展させると考えた。この土地の自由化は同時に従来受動的な農民が積極的に農業経営に携わることを意味した。国は、共有地やエヒード農民に対しても所有権が明確化した大規模経営によって利潤を生み出す企業家に変身することを推奨したのである。所有権が個人登記されることによって、無用な土地紛争が回避されるメリットもあった。そして、サリーナス政権下、エヒードの所有権の登記化を促進するために創設されたのが、エヒード土地私有化登記計画（PROCEDE）である。

### Ⅲ. チマラパスの土地所有形態

チマラパス村は共同体組織である。土地は私有地でもエヒード（メキシコ革命以降創設された集団的土地所有形態）でもなく、村の共有地である。厳密に言えば、村の共有地は現在、国家によって付与された土地の耕作権であり所有権はあくまで国家にあるが、スペイン人到来以前から存在してきたという歴史的慣行として先住民共同体に認められている。法律上は、売買は禁止されているが、村民同士の売買は慣行的に行われている。しかし、部外者への譲渡や抵

当権の設定は禁じられていた。

土地は村議会が村民に割り当てる。割り当てられる畑や放牧場は伝統的に代々その土地を耕作・放牧してきた家族に与えられる。しかし、村民には土地の所有権が付与されるわけではなく、あくまで土地の譲渡ができない用益権が承認されるに過ぎない。村民が新たに土地を必要とする場合は、該当する土地が耕作されていないこと、その土地が放棄されていること、実質的な土地所有者が売買を望むことが条件となる。条件が整えば、村議会で土地の耕作権や所有権が登録される。その場合、村議会が承認すれば、上限3ヘクタールまで共有地を耕作できた。<sup>7)</sup>このような伝統的共有地制度は村議会と長老たちによって維持されてきた。長老たちは村長を任命し、裁判を執り行い、刑を宣告し、村の土地の割り当てにも影響力を行使した。

このようにソケ族が支配的なチマラパス村には21世紀の現代においてもヨーロッパ人が到来する以前の伝統的土地所有概念が残されているのである。現代メキシコにおいては、このような土地の擬似原始的共産制は近代化の波の前に漸次姿を消しつつあるが、未だに全国に散在する先住民村には根強く残っている。しかし、政府が推進する私有地化とエヒード化という土地のグローバル化の襲来の前に、チマラパスの伝統的共有地制度は危機に直面している。

このような状況では、先住民の生活基盤である共有地制度の存続はきわめて困難にならざるを得ない。1970年代、チマラパスは土地領域と生産過程の管理を独自に確保しており、共有地の内部分配には支障はなかった。国が推進するエヒード組織は土地の分配と返還を管理する執行部に直接従属していたが、チマラパス共同体は独自の規約と伝統的規則に基づく法人格を維持していた。国や州の農業管轄部門の評価や調停に頼ることなく土地の内部的再分配ができた。共同体に自決権があったために土地・政治空間の防衛のための自立的プロセスが容易であった。政府はこの下部構造を解体させようとしたのである。その手段とは共有地にエヒード制を導入することであった。村民の連帯を分裂させ、搾取的牧畜業を促進することで直接支配を強めた。村への移民が増加した



ことによって、少ない人口で維持されていた伝統的休耕地制度に変化がもたらされた。政府が本来チマラパスの共有地である土地を国有地として譲渡したことによって、外部の材木企業が利益を得た。1940年代から農業牧畜省によって土地が材木業者に譲渡されていった。伐採された空き地は粗放的牧場になり、土地の再生は不可能となった。さらに材木業者はコーヒー畑を開墾した。新しい経済生産モデルは私企業に莫大な利益をもたらした。密林で隔離した生活をしてきたソケ族の権利を擁護するものは一人もいなかった。資本主義経済への農民経済の従属は、共同体の伝統的生産システムの衰退を招いた。さらに生産力向上のために導入された化学肥料と殺虫剤の投与は農耕地を傷め、土地の自然再生能力を奪い、それは食糧自給体制の崩壊に繋がった。<sup>8)</sup>

また、先住民は伝統的に土地共有制に馴染んでいたために、土地の登記を怠り、広大な共有地の開拓植民を等閑にするという過失を犯した。彼らにとってサンタマリアとサンミゲルという2つの邑を中心とした地域が主たる生活領域であり、周辺部は狩猟採集や木材伐採用の遊閑地であった。周辺部を自然のままに放置したことが、狡猾な部外者による不法な土地登記による私有地の拡大を招く結果となった。法的に無防備で未開発の広大な森林地帯を有するチマラパスが、土地を有効活用しようとする人々を引き付けたのは当然といえる。農地事務所が1999年にオアハカ州の1,488の共有地を調査した結果によれば、国家農地登記局（RAN）に正規に登録された共有地は550で、787は正式に登録されておらず、第3者に対抗できない。登録を妨げているのはRANがメキシコ市にあり、遠隔地の村落共有地からわざわざ首都まで出向かわなければならないことである。<sup>9)</sup>

#### IV. 土地紛争

チマラパスでの土地をめぐる紛争は1940年代以降、徐々に増加し、1980年代には激化し2003年には死者も出ている。チマラパスが四方から侵入を受けるのは、その広大な土地に未入植地が多数存在するからである。およそ60万ヘク

タールの土地を1万人強の村人で管理することはきわめて困難である。部外者が手薄な村の境界地域に四方八方から豊かな土地や木材をもとめてやってきたのである。彼らのうちで自発的な侵入者は少なく、ほとんどは土地なし農民に土地を付与しようとする全国農民連合（CNC）や農地改革省（SRA）に勧誘されたり、不法占拠を目論む牧畜業者や製材業者や麻薬密売業者の口車に乗せられて侵入した農民たちであった。

本項では、それらの侵入のなかでも顕著なケースとして、1. 村の北西部に建設されたクアウトモク村、2. 村の北東部に建設されたラグリング村をメキシコ先住民が直面する土地問題の象徴的事件として検証する。

## 1. クアウトモク村との紛争

クアウトモク村の正式名称はクアウトモク・コロニーであるが、本稿ではクアウトモクと略記する。コロニーという名称からわかるように、この村は昔から存在した村ではなく外部の牧畜業者、製材業者、農民等の新規移住者によって建設された開拓村である。その住民の大半はオアハカ州のミアウアトラン村の出身で、メキシカン・ランド・アンド・コーヒー社がその土地を所有していた。1957年の大統領令によって建設され、40,000ヘクタールの農地と牧場からなっていたが、チマラパスとの境界設定時に誤った測量によって13,000ヘクタールも余分に土地を取得していた。チマラパス側は、クアウトモクの過剰土地取得を測量錯誤による不法占拠とみなしたが、農地改革省はクアウトモクの住民に土地所有権を承認し、農地裁判所もクアウトモク側の主張を認めた。チマラパスはこの裁定に異議を唱え、先祖伝来の土地を防衛しようとする、クアウトモクの牧畜業者たちは、村人の拘束、警官による脅迫、道路封鎖等の暴力的手段で対抗し、両者の土地所有権争いは33年間も続いた。2001年7月9日、クアウトモクの住民たちは、境界設定を行っていたチマラパスの20名の農民を拘束し、マティアス・ロメロの監獄に収監した。それに対してチマラパスは翌日監獄に押しかけ仲間を救出した。その帰途、クアウトモクの開拓民6名

と出くわしたので、彼らを拘束し、サンタマリアへ連行した上、道路を封鎖したが、その後、それらの拘束者を解放し道路封鎖も解除した。2001年8月30日、ソケ族による道路封鎖にチマラパスの防衛国民委員会が調停役を買って出る。<sup>10)</sup> この事件は新聞やテレビで大きく報道され、メキシコ国民はチアパスのサパティスタ同様にオアハカのソケ族が直面する土地問題にも関心をもつようになった。両者の緊張関係はやむことなく、ついに2003年6月10日、チマラパスがクアウテモクとの境界線を設定中に、クアウテモクの町長、アンドレス・ルイス・ルイスが死亡する事件が発生した。オアハカ州の州知事であるホセ・ムラは農地改革省等の所轄官庁と連携して問題の解決を提案したが、積極的に関与するというより問題に巻き込まれまいとする消極的姿勢が目立った。

2004年2月10日のエル・ユニベルサル紙は、クアウテモクの町長、エウロヒオ・オリベラはチマラパスのカルロス・ベレスから殺害すると脅迫されたが、アンドレス・ルイスの暗殺にも関わっているのではないかと、ベレスの関与に婉曲的に言及している。<sup>11)</sup> この土地紛争において、1万5千人の加入者からなる地峡北部先住民共同体連合（UCIZONI）は、クアウテモクの牧畜業者と対立するチマラパスの先住民共同体を全面的に支持した。

2004年2月25日、47年に及ぶ闘争の末に、チマラパスはフォックス大統領からクアウテモクが不法に占拠する土地の正式証明書を受理する。国は係争中の257区画に対して1千万ペソの補償金をクアウテモクの牧畜業者に支払い、接収された土地はチマラパスに返還された。先住民族発展国家委員会（CDI）の長官ソチル・ガルベスは4区画の道路舗装を約束し、その費用はCDIの予算から3,900万ペソを供出すると提案した。

## 2. ラグリンガ村との紛争

スペインから独立後、グアテマラに帰属していたチアパスは1824年、メキシコに編入された。そのためオアハカ州とチアパス州の境界はメキシコがスペインから独立した時点からあいまいであり、すでに土地紛争の種が蒔かれてい

た。チアパス側は国有地であるという独善的な理由でエヒードやラティフンディオを建設して、オアハカ側の土地を蚕食し着々と州の領域を拡大した。チアパス州と境界を接するチマラパス村で土地紛争が頻発してきた理由はそのような過去の経緯がある。

1946年にサンチェス・モンロイ社を核とした製材業5社がチアパス州のシンタラバを根拠地にしてオアハカ州の北東部へ進出し始める。この進出計画の中心的人物のミチョアカン人、ロドルフォ・サンチェス・モンロイは、チアパス州政府の庇護の下、購入した“国有地”の森林55,000ヘクタールを私有地に転換し、エル・ヒガンテとラス・グアヤピタスの二つの荘園を建設した。これら製材業者の侵入は、製材所の日雇い労働者たちが経営者との待遇改善交渉に端を発したストに突入した1977年まで、およそ30年間続いた。製材所の労働者たちは経営者や牧畜業者と闘うためにチマたちと同盟し、製材業者と牧畜業者を周辺から追放した。そして元来貧しい農民であった日雇い労働者たちは、チマラパスに5つの共有地村として加入し、その同盟者となったのである。チマたちは新たな侵入に備えて、ロベス・ポルティジョ、サンアトニオ・エンシナル、ベニト・ファレスの3村を橋頭堡として建設した。こうしてチマラパス村とサンチェス・モンロイ社のにらみ合いが続いた。

その後、チアパス州政府は農地改革省（SRA）と結託して、オアハカ州政府の無関心をいいことにマヤ系先住民のツォオツル族とツェルタル族をチマラパスの土地へ入植させ、1967年から1992年にかけて、28のエヒードを創設した。これらチアパス高地出身のマヤ系の先住民が移住した背景には、土地不足とカトリックとプロテスタントに分裂した宗教的対立があった。そのうちの13村は大統領令によるものであったが、少なくとも8村は“ナイロン”と呼ばれる耕作者が不在の幽霊村落である。<sup>12)</sup> これらの侵出を後押ししたのが、チアパス州知事、アブラソン・カステジャーノ（1982-1988）である。カステジャーノの弟のエルネストは木材の不法伐採で1986年、チマラパスの200名の農民によって拘束され、サンタマリアの監獄に連行されたが、オアハカ州知事のセラディ

オ・ラミレスが調停に入り、解放された。

1970年代、ゲレーロ州、ミチョアカン州、メヒコ州、ベラクルス州やチアパス州のトゥストラ、コミタン、ビジャフローレスからやって来た人々はチマラパスの北東部、ウシュパナパ川の東岸にサンイシドロ・ラグリンガ・エヒード（以後、ラグリンガと表記）を建設した。侵入者たちはラグリンガを拠点にして、その周辺にエスピノサ、フォルタレサ、ベチョ・ブランコ、カナン等の新しいエヒードを建設し、大規模な牧畜業を開始した。これら移住者を支援したのが、大地主のチアパス州知事パトロシニオ・ゴンサレス（1988-1993）である。彼は制度的革命党（PRI）の実力者でもあり、大統領サリーナスの信頼が厚く、州知事の後、内務省長官に任命されている。ゴンサレスの知事施政は、その権威主義的手法が批判され、前任者、アブサロン・カステジャーノから継続された専横的統治がサパティスタの武力蜂起を誘発したと言われている。<sup>13)</sup>

ラグリンガ村の建設に最も被害を被ったのは、チマラパスに所属する既存の隣接集落サンフランシスコ・ラパス（以後、ラパスと表記）村である。ラパス村は1960年に建設され、チマラパス村によって土地所有権を承認された。この土地所有権は、連邦政府とチアパス州政府の署名入りの正当な土地証明書によっても認められていた。ところが、ラグリンガ村は頻繁にラパス村の境界を侵し、暴力的に支配地を拡大して不法に土地を占有した。両者の紛争は絶えることがなく、ラパス村には州警察が常駐するようになった。両者の紛争を解決するために、1987年7月31日発行の官報に掲載された大統領令ではラグリンガ村が占拠する40,945ヘクタールを国有地と宣言し、不法侵入したラグリンガ村のエヒード権を承認した。だが、この大統領令はまったく功を奏することなく、その後も紛争は収まらなかった。1989年10月、ラグリンガ村の武装集団50人がラパス村に侵入して家屋を破壊し、婦女を陵辱した。さらに3名の村人を拷問した上に、シントラパの監獄に連行し、監禁した。数日後、村人は解放されたが、村の告発を受けオアハカ州検察はラグリンガ村を捜索して、容疑者を逮捕し、マティアス・ロメロに連行した。だが、翌日、容疑者はシントラパに移送

され、チアパス州からの要請で釈放された。

1991年から1992年3月にかけてチマラパスの農民は移住してきたマヤ系農民のエヒードを回り、自分たちと同様に貧しい彼らとの和解を政府の仲介なしに進めた。この動きに対して1991年、チアパス州政府は17のエヒードの代表をシントラパ市庁に集め、チマラパスが進める大統領裁定に基づく合意を破棄する文書への署名を強要した。それ以降暴力はさらにエスカレートした。チマラパスは1993年、ラグリングの侵入者たちを追い出したが、その後、追放された村人たちはチアパス政府の支援の下に舞い戻った。

1994年4月18日 連邦政府はサンイシドロ・ラグリング村の国有地宣言に法的根拠がないことを認め、サンタ・マリア・チマラパスに40,945ヘクタールを返還し、牧畜業者に14,557,078ペソの賠償金を支払った。<sup>14)</sup> しかし1995年、チアパス州議会は州西部、オアハカとの州境をチアパスのものとして宣言する。国土地理院 (INEGI) の発行した地図はオアハカとチアパスの係争地となっているエヒードと私有地をチアパス側としている。<sup>15)</sup> チアパスで政治的影響力がきわめて強いパトロシニオ・ゴンサレスの意向が強く反映されたものではないかと推測される。賠償金が支払われた後も、紛争は続いた。1997年7月、マティアス・ロメロで、チマの4人のリーダーが拘留され、チアパスの監獄に1998年6月まで拘留された。2005年5月23日のホルナダ紙によれば、チマラパス保護国民委員会は、連邦政府に対してラグリングの牧畜業者の侵入を食い止めるように緊急要請を行った。放置すれば2003年6月のクアウトモクとの争いの二の舞になるからである。<sup>16)</sup>

### 3. チマラパスの対抗処置

チマラパスの村民たちが、外部からの侵入者や敵対者にたいして力で対抗したことは既に述べたが、彼らの対抗手段は実力行使ばかりではなかった。違法な入植者を話し合いによる説得によって味方につける方法も用いた。つまり外部の農民を同盟者へ転換させる戦略を取ったのである。チマたちは村の北東部

に侵入したチアパスのエヒード農民を同盟者として味方に引き入れ、共有地者となるよう交渉した。両者の合意案は以下の5項目である：1. 過去の争いを水に流すこと、2. お互いの土地所有権を尊重すること、3. 共有地農民とエヒード農民間の無意味な挑発を禁止すること、4. 共有地農民、エヒード農民にかかわらず新規の入植を禁止すること、5. 森林を保護し保全すること。<sup>17)</sup>

この提案に賛同したのは、エスペランサ・パライツ、ヌエボ・サンフアン、リオ・フリオ、ラ・リベルター、ピラル・エスピノサ・デ・レオンII、ヌエボ・エルサレムの6エヒードである。これらの村は1997年ごろ相次いでチマラパスに帰属し、共有地農民となった。

その中の1つエスペランサ・パライツ・エヒードは、チアパスのサンアンドレス・ララインサル村から来たマヤのツォツィル系の農民たちであった。彼らは、入植地は国有地であるとチアパス州政府から聞かされてやってきたが、実際はチマラパス村の土地であった。当然、ソケ族との土地問題が頻発するようになり、彼らは曖昧な土地所有権問題を解決するために、サンタマリアまで出向くことになった。すると相談したチマラパス側から共有者となることを勧められた。そこで、村会費一人当たり15ペソを払いチマラパス村の共有地農民となったのである。チアパス高地のララインサル村、チャムラ村、テネハバ村の出身者から構成されるラリベルター・エヒードも同様にチマラパスに共有地農民として加入した。ヌエボ・エルサレム村の農民は宗教的対立から追放され、チャムラから1989年にやってきたツォツィル族である。これらの新参エヒードはチマラパスとの交渉を受け入れたことで、チアパス側に加担する周辺のエヒード—その中心はカル・イ・マヨルーから脅迫を受けたが、加入に同意したのは、出身共同体と同様にチマラパスが共有地制度を維持していたことや政府の入植計画の杜撰さに対する憤り、また、周辺の自営農民との競合が挙げられる。

チアパス高地のマヤ族社会では土地の共有地制度が伝統的に維持されていて、共有地農民に転換することに抵抗はなかった。しかし、チマラパスでは部

外者を村民と認め入会証明書を付与することは例外的措置であった。その資格は村民の家族であるか村人と婚姻を結んだ部外者に伝統的に与えられた。チマラパスが部外者に共有者の権利を認めたのは、押し寄せる部外者の波を前にして、広大な土地を少数のソケ族だけでは守りきれないと判断したためである。ひとりでも多く共有地を耕作する農民を増やして同盟し、先祖伝来の土地を守ろうとした窮余の一策と言える。ソケ族にとって領域の中央部は旧来の親族的絆で十分に保全できたが、領域の周辺部にまでは目が行き届かず、それら守りの薄い境界地域に新参の部外者を配置して村の領域全体を保持しようとした。マヤ族の周辺集落はソケ族の村を守る橋頭堡として位置づけることができるのである。<sup>18)</sup> こうしてチマラパスは中央部と南部に集中する19のソケ族中心の集落、東部から東北部にかけて散在する5の混合集落と12の外来者集落から構成されることになり、村は徐々に異種混交的民族構成へと変貌していった。<sup>19)</sup> これら36集落の土地所有形態をみると、32集落（88.9%）が共有地であり、村の外延部に位置するチアパス州とベラクスル州の22集落のうち19集落（90.9%）がエヒードであることと好対照をなしている。伝統的共有地制度を保持するチマラパス村を政府と隣接州に支援された新興のエヒードが取り囲む構図が浮かび上がる。<sup>20)</sup> チマたちは外部からの私有地化とエヒード化の圧力に対して、太古から継承されてきた伝統的共有地制を死守しようとしているのである。

## 結語

メキシコ政府は新自由主義経済政策を遂行するために農村と農地の活性化を企図した。先住民共同体に帰属する非効率的な共有地を市場経済に誘引するために、私有地化あるいはエヒード化を図った。そのためにエヒード農民を先兵として送り込み共有地への侵食・侵入を“合法的に”に行った。その際、境界が曖昧な共有地の特性につけこみ、隣接の私有地やエヒードを共有地内部に差し込むような不法な土地境界線を意図的に引いた。チマラパス村の場合、祖先より受け継いだ共有地が広大で、1万人余のソケ族ではとうてい周辺からの侵



入を防ぎきれぬものではなかった。村民はサンタマリアとサンミゲルの2邑に集住し、周辺部の開拓植民まで手が回らなかった。別言すると、部外者が羨むほどの豊富な土地に恵まれていたと言える。また、昔ながらの慣習法に依存し、近代制度である土地登記に疎かったことも政府や企業家に付け入る隙を与えてしまった。また、外からの働きかけは、権力に取り込まれた農民と独立的共有地制を維持しようとする農民との内部闘争を引き起こしている。

キムリッカは対外的防御と対内的制約という二つの用語によって「集団別権利」<sup>21)</sup>という概念を提唱し、多数派の同化政策に対抗する手段として対外的防御を先住民に付与することを提案しているが、その一方で、対内的制約については、集団内の個人の自由を奪うという観点から反対している。しかし、伝統的な文化・慣習が保全されることで外部社会と差異化される先住民社会において、成員を継承されてきた伝統から解放し、かれらの帰属する社会への参加を成員の自由な裁量に任せてしまうと、先住民社会自身が溶解してしまうのではなかろうか。グローバリゼーションが世界の隅々まで浸透する現代では、言葉や掟など伝統的慣習を成員に課することは日々困難になってきているが、多様な文化が存在することが、国や社会をより豊かにすることを考えれば、ある程度の対内的制約は行使されても容認されるのではないか。

チマラパスの村民が村内周辺部に定住した異なるエスニック・グループと同盟して、伝統的社会を保全しようとしてきた戦略は、対外的防御行使の好例であるが、それら新たな同盟者に村の慣習を認めさせて入会させるのは、対内的制約といえるであろう。チマラパス村は、ヨーロッパ人が到来する以前の民族的伝統を基盤とする村落共同体の維持の危機に直面しているとはいえ、村民の大半が従来の価値観に基づくエスニック社会の継続に同意を示している。このような先住民社会の存続は村民自身の強い意思に依拠することは言うまでもないが、彼らの願いを実現するには外部世界の協力も必要である。チマたちは、先住民社会存続の是非をわれわれ外部社会にも問いかけているのである。

## 注

- 1) 周辺率は、交通網、電信電話網、電気・水の敷設、医療設備、教育サービス、商業施設の6点を考慮して算出される。1.0が最高点である。Teresa, pp.46-47
- 2) García(2001), pp.50-51.現在のチマラパスの公式な村面積は60万ヘクタールとされているが、同村が1687年にスペイン王室から購入した土地面積は、実際には90万ヘクタールに及ぶと言われている。
- 3) Bartolomé y Barabas, p.15
- 4) García(2001), pp.17-18
- 5) De Teresa, pp.112
- 6) 石井, p.131, pp.140-41
- 7) De Teresa, p.65
- 8) Bravo, p.98
- 9) Fernández Osorio, El conflicto agrario en Oaxaca, p.2
- 10) 国立先住民庁 (INI) の長官ソチル・ガルベスは封鎖に賛同せず、人質を解放するように要求したので、ソケ族の信用をなくした。
- 11) El Universal, 9 de febrero de 2004
- 12) その後、チアパスからの侵入は頻繁となり、チアパス州のシントラパのサンチェス・モンロイとホセ・ミゲル・オルティスのコフロ製材所が木材伐採のためにチマラパスに侵入する。フェリペ・アンヘレス、ラモン・バルボア、ベニト・フアレス、カナン、ラファエル・カル・イ・マヨル、グスタボ・ディアス・オルダス、フロル・デ・チアパス、コンスティトゥション、ラス・メルセディタス、ピラル・エスピノサ・デ・レオン、プラン・デ・グアダルベII、ヌエバス・マラビーリヤス、ロドルフォ・フィゲロアが新村として建設された。
- 13) ゴンサレスは1993年1月に内務長官に任命されたが、1994年1月にサパティスタの武装蜂起が勃発し、その1週間後に辞任を余儀なくされた。ゴンサレスの後任知事となったエルメル・セツェルも専横的施政を続け、チアパス農民のチマラパスへの侵入を容認した。
- 14) その4分の1はチアパス州の農業コーディネーターであるサウル・ブラドの手に渡ったと言われている。Jornada, 23 de mayo de 2005
- 15) García(2000) p.60
- 16) Jornada, 23 de mayo de 2005
- 17) García(1999), p.10
- 18) De Teresa, pp.106-108. エコ運動組織、マデーラ・デル・プエブロが1991年に調査したところによれば、チアパス農民が建設したとされるエヒードのうち、実際に入植実態が観察されたのは9集落しかなかった。3集落は一時的に2~3の家族が入植したにすぎず、他の3つは一度も入植した形跡がなかった。
- 19) チマラパスの39集落のうち、残り3集落の人種構成については不明。
- 20) De Teresa, pp.126-129. 一人当たりの農地面積は前者が6.7ヘクタール、後者が4.1ヘクタールであり、後者では人口圧のため慢性的農地不足に陥っている。そこでチマ

ラパス村の余剰牧草地は周辺のエヒード農民に借地化され、家畜が借地代として収められてきた。

21) 山崎眞次、pp.114-115

### 参考文献

- Bartolomé, M. y A. Barabas, Historia zoque, Instituto Nacional de Antropología étnicas en México, Siglo XXI editores, México, 1997
- Bravo Fuerte, Luz María, Entre la tierra y el bosque:La movilización indígena y los discursos, 2002, UAM
- De Teresa, Ana Paula, Los vaivenes de la Selva:El proceso de reconstitución del territorio zoque de los Chimalapas, UAM, 2000
- Fernández Osorio, Óscar, El conflicto agrario en Oaxaca, Coloquio de 15-16 de abril de 1999, Oaxaca
- García A. Miguel Ángel, La historia Chimalapa : una paciente y tenaz lucha indígena por un rico territorio en disputa, Pacto de Grupos Ecológicos, 1999
- García A. Miguel Ángel, Ortíz G. Ana Silvia y Montiel P. Rosendo, Chimalapas:Nuestra experiencia en ordenamiento ecológico participativo, DFID, 2000
- García A., Miguel Ángel y otros, La experiencia de Maderas del Pueblo en los Chimalapas, Red de Gestión de Recursos Naturales y Fundación Rockefeller, 2001, México
- 石井章、「メキシコの農地改革と農業構造」、地域研究シリーズ13、ラテンアメリカ、アジア経済研究所、1993
- 山崎眞次、メキシコの先住民問題 I、早稲田大学政治経済学部教養諸学研究第124号、2008
- 新聞：  
El Universal, 2004  
Jornada, 2005
- 「本稿は、財団法人櫻田会の政治研究助成（2009年度）による成果の一部である」